

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
表示部会食品表示調査会及び  
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の  
共同開催要領  
(食品の表示に関する共同会議開催要領)

厚生労働省薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会表示部会食品表示調査会  
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会

## 第 1 趣旨

食品衛生法に関する審議会（調査会）及び J A S 法に関する調査会（小委員会）の共同で、食品の表示に関する共同会議（以下「共同会議」という。）を開催し、食品衛生法及び J A S 法に共通する表示項目、表示方法等について調査審議する。

## 第 2 調査審議主体

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催とする。

## 第 3 調査審議事項

- 1 食品衛生法及び J A S 法に共通する表示項目、表示方法
- 2 その他食品の表示に関する事項

## 第 4 座長

- 1 共同会議には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、共同会議を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があると

きには、その職務を代理する。

## 第5 運営

- 1 共同会議の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
  - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
  - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
  
- 2 共同会議には議決権はなく、共同会議における調査審議の結果は、厚生労働省薬事・食品衛生審議会の権限に属する事項については厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会に、農林水産省農林物資規格調査会の権限に属する事項については農林水産省農林物資規格調査会に、座長又は座長が指名するものが、それぞれ報告するものとする。

## 第6 その他

- 1 共同会議では、調査審議の必要に応じ、専門家の意見を聞くことができる。
- 2 共同会議の庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課と農林水産省消費・安全局表示・規格課が共同で行う。